

浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針

平成 25 年 5 月
浜田市行財政改革推進本部

(目的)

第 1 条 この指針は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関及びこれに類するもの(以下これらを「附属機関等」という。)の設置及び構成員の選任等に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保並びに透明性の向上を図ることを目的とする。

2 前項の附属機関等には、市職員で構成する内部組織としての委員会等や、関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等及びイベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まないものとする。

(設置に当たっての配慮)

第 2 条 市長その他の執行機関(以下「執行機関」という。)は、法令に定めがある場合を除くほか、附属機関等を設置するに当たっては、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮するものとする。

(構成員の男女の均等な登用)

第 3 条 執行機関は、附属機関等を組織する委員その他の構成員(以下「構成員」という。)の男女の均等な登用を推進するため、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、浜田市男女共同参画推進計画の目標値を達成できるよう努めるものとする。

(構成員の公募による選任)

第 4 条 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。

(同一人が就任できる附属機関等の数及び期間)

第5条 執行機関は、同一人が附属機関等を組織する委員その他の構成員に就任する附属機関等の数を、すべての附属機関を通じて5以内とするよう努めるものとする。再任の場合は、同一の附属機関等における在任期間が10年を超えないよう努めること。

2 前項の規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。

(設置及び運営の見直し)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、執行機関は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて附属機関等の設置及び構成員の選任その他運営に関し見直しを行うものとする。

附 則

1 この指針は、平成25年10月1日から施行する。

2 この指針の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この指針の規定は適用しない。